

平成 24 年 3 月 30 日付医政指第 0330 第 9 号各都道府県衛生主管部（局）長
あて厚生労働省医政局指導課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制
について」（抜粋）

脳卒中の医療体制構築に係る指針

第 2 医療機関とその連携

2 各医療機能と連携

(4) 身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能【回復期】

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 再発予防の治療（抗血小板療法、抗凝固療法等）、基礎疾患・危険因子の管理、及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること
- ・ 失語、高次脳機能障害（記憶障害、注意障害等）、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及び ADL の向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること
- ・ 急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること